

# ◆ 資料編 ◆

## 資料編 1

## 平成19年4月1日以降の主な出来事

(平成19年度以降)

年月日	出来事	内容
平成 19.4.1	大阪入国管理局処遇部門，執行部門の新設	大阪入国管理局処遇・執行部門を廃止し，処遇部門及び執行部門を新設した。
19.4.1	東部出張所の開設と大阪港出張所の廃止	東京都江戸川区に摘発専従型の東京入国管理局東部出張所を開設するとともに大阪入国管理局大阪港出張所を廃止した。
19.5.16 ～ 5.17	第41回「国際航空運送協会／入国管理機関関係部会 (IATA／CAWG) の開催」	21か国の航空会社と出入国管理当局が参加する「国際航空運送協会／入国管理機関関係部会 (IATA／CAWG)」の第41回会合を日本で開催（法務省と日本航空の共催）し，被退去強制者の送還等について協議した。
19.5.22	「不法就労外国人対策等協議会」の開催	警察庁，法務省及び厚生労働省の3省庁の関係課長による「不法就労外国人対策等協議会」を開催し，不法就労外国人対策の現状と今後の施策等について協議した。
19.5.28 ～ 12.25	タイにリエゾン・オフィサー（連絡渉外官）を派遣	タイのバンコク国際空港において，渡航文書の鑑識及び航空会社職員等への助言等を行った。
19.6.1 ～ 6.30	「不法就労外国人対策キャンペーン」の実施	不法就労の防止について，外国人や事業主，地方自治体，在日外国大使館等に理解と協力を呼び掛けた。
19.6.12 ～ 6.23	上陸審査強化期間の設定	全国の空・海港を対象とした上陸審査強化期間を設けて厳格な上陸審査を実施した。
19.9.10 ～ 9.28	近畿・東海地区における集中摘発の実施	名古屋入国管理局及び大阪入国管理局等において近畿・東海地区集中摘発を実施し，入管法違反外国人509人（男性355人，女性154人）に対し，退去強制手続を執った。

年 月 日	出 来 事	内 容
19.10.1	デンマーク政府との口上書の交換に基づくワーキング・ホリデー制度の実施	デンマーク政府との口上書の交換に基づき一定の要件を満たす18歳以上30歳以下のデンマーク国民に対し、滞在期間1年のワーキング・ホリデー査証の無償発給が実施された。
19.10.2 ～ 10.20	上陸審査強化期間の設定	全国の空・海港を対象とした上陸審査強化期間を設けて厳格な上陸審査を実施した。
19.11.1	大学卒業後も継続して起業活動を行う留学生の卒業後の継続在留を認める措置の実施	大学の学部又は大学院を卒業（又は修了）後180日以内に会社法人を設立し起業して在留資格「投資・経営」に在留資格変更許可申請を行うことが見込まれる、優れた起業・経営能力を有する留学生について、一定の要件の下に、「短期滞在」への在留資格変更を許可することとし、更に在留期間の更新を認めることにより、最大180日間の在留を認めることとした。
19.11.1	「出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の一部を改正する省令」の施行	「日タイ経済連携協定」の発効を受け、在留資格「技能」に係る基準省令の改正が行われ、同協定の適用を受けるタイ料理人について、タイ料理の調理に係る国家資格を有するなどの条件の下に、上陸許可基準である10年以上の実務経験を5年に短縮した。
19.11.1	在留期間更新許可申請及び在留資格の変更許可申請にかかる不許可事例の公表	在留期間更新許可申請及び在留資格の変更許可申請の審査について、その運用の明確化と透明性の向上を図る観点から、おおむね過去1～2年の間にその申請を不許可とした事例を公表することとした。
19.11.8	第35回「入管法違反事犯の防止及び摘発対策協議会」	法務省、警察庁、外務省、財務省、厚生労働省、海上保安庁等関係機関の実務担当者により、第35回「入管法違反事犯の防止及び摘発対策協議会」を開催し、不法入国及び不法就労事犯の現状及び取締対策並びに人身取引事犯の現状及び対策について協議した。
19.11.14	在留特別許可された事例及び在留特別許可されなかった事例の公表	平成18年度に在留特別許可された事例及び在留特別許可されなかった事例のうち、今後の参考となると思われるものを新たに各25事例を法務省ホームページ上に公表した。

年月日	出来事	内容
19.11.20	「出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律（平成18年法律第43号）」の一部施行 個人識別情報（バイオメトリクス）を活用した出入国審査の開始及び自動化ゲートの供用開始	テロの未然防止のため、日本への入国を申請する外国人（特別永住者等を除く）に対し、上陸審査時に個人識別情報（指紋及び顔写真）の提供を義務付けた。また、出入国の手続を簡素化・迅速化して利便性を高めるため、事前に利用登録を行った日本人及び一定の要件に該当する外国人について、成田空港に設置された自動化ゲートを通じて出入国手続を行うことを可能とした。
19.11.26 ～ 11.27	第21回「東南アジア諸国出入国管理セミナー」の開催	法務省において、環太平洋諸国14の国2つの地域及び3国際機関の担当者を招へいして、「東南アジア諸国出入国管理セミナー」を開催し、出入国管理行政上の問題について意見交換・検討した。
19.12.25	大阪入国管理局天王寺出張所の廃止	大阪入国管理局の移転に伴い、天王寺出張所を廃止した。
19.12.26	「研修生及び技能実習生の入国・在留管理に関する指針（平成19年改訂）」の策定	研修生・技能実習生の保護の強化を図るため、平成11年に策定した指針の内容を見直し、受入れ機関が留意すべき事項などをより明確にし、「不正行為」に該当する行為についても明確化を図るなどの改訂を行った。
20.1.2 ～ 1.19	上陸審査強化期間の設定	全国の空・海港を対象とした上陸審査強化期間を設けて厳格な上陸審査を実施した。
20.2.12 ～ 2.29	近畿・東海地区における集中摘発の実施	名古屋入国管理局及び大阪入国管理局等において近畿・東海地区集中摘発を実施し、入管法違反外国人765人（男性435人、女性330人）に対し、退去強制手続を執った。
20.2.19 ～ 2.20	第13回「偽変造文書鑑識技術者セミナー」の開催	東京入国管理局成田空港支局において、17の国、1地域及び1国際機関から偽変造文書鑑識技術者を招へいして「偽変造文書鑑識技術者セミナー」を開催し、偽変造文書鑑識技術などに関する情報及び意見交換を行った。
20.2.25	国際会議出席者等に対する円	国際会議等出席者については、会議等の主催者等からの便宜供

年 月 日	出 来 事	内 容
	<b>滑な上陸審査の実施</b>	与依頼等により、事前に入国時間等の情報を受けた上で、航空会社による確実な誘導があれば、必要に応じて臨時専用レーン等を設けることとした。また、空港での乗継時間が短く迅速な審査を必要とする者についても、航空会社による確実な誘導があれば、個別審査を実施することとした。
20.2.26	<b>北海道洞爺湖サミット対策本部等の設置</b>	北海道洞爺湖サミット及びG8関連会合の開催に際して、各国首脳等の円滑な入出国手続き及び厳格な審査により、テロリスト等の入国を阻止するため、サミット対策本部及び同対策室を設置した。
20.3.4	<b>「不法就労外国人対策等関係局長連絡会議」の開催</b>	警察庁、法務省及び厚生労働省の3省庁の局長級による「不法就労外国人対策等関係局長連絡会議」を開催し、不法就労外国人対策の現状と今後の施策等について協議した。
20.3.26	<b>「新たな在留管理制度に関する提言」の法務大臣への報告</b>	法務大臣の私的懇談会である出入国管理政策懇談会において、在留管理専門部会の最終報告書を了承し、報告書「新たな在留管理制度に関する提言」を取りまとめ、法務大臣に提出した。
20.3.26	<b>「適法な在留外国人の台帳制度についての基本構想」の策定</b>	総務省と共同で「適法な在留外国人の台帳制度についての基本構想」を取りまとめた。
20.3.31	<b>在留資格の変更、在留期間の更新許可のガイドラインの公表</b>	在留資格の変更、在留期間の更新について、申請者の予見可能性を高める観点から、ガイドラインを策定し、相当性判断の代表的な考慮要素を示した。
20.4.1	<b>留学生の資格外活動許可申請の個別許可についての通知</b>	大学の責任の下で行う研究・教育の補助活動であるTA (Teaching Assistant), RA (Research Assistant) について、個別許可を可能にした。
20.4.1	<b>名古屋入国管理局警備監理官、企画管理部門、処遇部門及び執行部門の新設</b>	名古屋入国管理局に警備監理官を新設するとともに、企画管理・処遇・執行部門を廃止し、企画管理部門、処遇部門及び執行部門を新設した。

# 資料編 2 統計

## (1) 主な在留資格ごとの国籍（出身地）別新規入国者数・外国人登録者数の推移

1-1 「投資・経営」の在留資格による国籍（出身地）別新規入国者数の推移

(人)

国籍(出身地)	年	平成 15	16	17	18	19
総	数	598	675	604	777	918
韓	国	86	102	84	170	248
米	国	218	232	181	134	139
中 国（台 湾）		20	17	12	44	69
中	国	34	35	45	61	65
フ ラ ン ス		40	31	41	47	63
英	国	37	60	42	57	39
パ キ ス タ ン		25	24	34	31	36
オーストラリア		19	27	20	40	27
ド イ ツ		16	23	10	26	26
イ ン ド		13	14	20	15	2
そ の 他		90	110	115	152	185

1-2 「投資・経営」の在留資格による国籍（出身地）別外国人登録者数の推移

(人)

国籍(出身地)	年	平成 15	16	17	18	19
総	数	6,135	6,396	6,743	7,342	7,916
韓 国・朝 鮮		1,045	1,192	1,373	1,609	1,900
中 国		1,234	1,268	1,381	1,553	1,729
米 国		1,253	1,237	1,187	1,160	1,108
英 国		405	431	437	443	401
パ キ ス タ ン		186	227	290	334	383
フ ラ ン ス		294	304	299	321	343
イ ン ド		231	234	260	271	282
オーストラリア		201	196	182	205	204
ド イ ツ		227	220	200	199	193
カ ナ ダ		116	122	108	120	118
そ の 他		943	965	1,026	1,127	1,255

2-1 「技術」の在留資格による国籍（出身地）別新規入国者数の推移

(人)

国籍(出身地)	年	平成 15	16	17	18	19
総	数	2,643	3,506	4,718	7,715	10,959
中 国		1,016	1,398	1,936	3,546	5,403
韓 国		472	645	1,018	1,474	1,999
イ ン ド		312	339	474	519	960
ベ ト ナ ム		31	61	150	396	799
フ ィ リ ピ ン		145	233	335	558	598
米 国		252	162	135	152	169
フ ラ ン ス		66	77	92	155	146
タ イ		26	100	51	80	57
英 国		34	48	45	93	54
バングラデッシュ		11	16	24	71	53
そ の 他		278	427	458	671	721

2-2 「技術」の在留資格による国籍（出身地）別外国人登録者数の推移 (人)

国籍(出身地)	年	平成 15	16	17	18	19
総	数	20,807	23,210	29,044	35,135	44,684
中	国	11,079	11,981	14,786	17,634	23,247
韓	国・朝	3,019	3,623	4,901	6,176	7,733
イ	ン	2,001	2,298	2,820	3,279	3,893
フ	ィ	789	929	1,179	1,579	2,004
ベ	ト	125	197	386	790	1,536
米	国	568	571	640	705	760
フ	ラ	332	363	430	542	631
マ	レ	233	260	366	425	489
英	国	402	425	430	473	453
イ	ン	184	221	260	311	371
そ	の	2,075	2,342	2,846	3,221	3,567

3-1 「人文知識・国際業務」の在留資格による国籍（出身地）別新規入国者数の推移 (人)

国籍(出身地)	年	平成 15	16	17	18	19
総	数	6,886	6,641	6,366	7,614	7,426
米	国	1,833	1,933	1,753	2,131	2,044
英	国	1,228	1,084	916	1,138	846
中	国	429	406	460	602	768
韓	国	244	361	434	547	700
カ	ナ	951	831	838	796	607
オ	ー	930	779	642	733	555
フ	ラ	148	140	125	200	233
中	国	75	91	110	133	199
ニ	ュ	277	222	160	176	162
フ	ィ	57	66	88	138	127
そ	の	714	728	840	1,020	1,185

3-2 「人文知識・国際業務」の在留資格による国籍（出身地）別外国人登録者数の推移 (人)

国籍(出身地)	年	平成 15	16	17	18	19
総	数	44,943	47,682	55,276	57,323	61,763
中	国	12,470	14,300	20,995	21,883	26,692
米	国	7,796	8,136	7,858	8,165	7,706
韓	国・朝	3,656	4,181	5,386	5,919	6,926
英	国	5,045	4,957	4,572	4,582	4,040
カ	ナ	4,288	4,185	3,962	3,731	3,128
オ	ー	4,165	4,010	3,756	3,586	2,935
フ	ラ	800	846	837	912	1,024
ニ	ュ	1,321	1,246	1,067	990	851
イ	ン	512	559	647	738	829
フ	ィ	492	558	666	757	825
そ	の	4,398	4,704	5,530	6,060	6,807

4-1 「企業内転勤」の在留資格による国籍（出身地）別新規入国者数の推移 (人)

国籍(出身地)	年	平成 15	16	17	18	19
総	数	3,421	3,550	4,184	5,564	7,170
中	国	715	902	1,058	1,535	2,639
韓	国	426	469	544	675	745
イ	ン	203	250	282	380	608
米	国	533	489	542	610	583
フ	ィ	215	241	290	375	417
タ	イ	61	69	102	141	238
中	国	140	168	175	214	233
ド	イ	147	122	169	225	207
英	国	232	181	193	288	204
フ	ラ	140	121	133	191	153
そ	の	609	538	696	930	1,143

4-2 「企業内転勤」の在留資格による国籍（出身地）別外国人登録者数の推移 (人)

国籍(出身地)	年	平成 15	16	17	18	19
総	数	10,605	10,993	11,977	14,014	16,111
中	国	2,324	2,753	3,159	4,147	5,712
韓	国	1,644	1,770	1,987	2,092	2,181
米	国	1,442	1,360	1,383	1,469	1,468
イ	ン	944	993	1,144	1,357	1,411
フ	ィ	459	499	574	702	709
英	国	815	726	699	712	651
ド	イ	452	459	522	566	589
フ	ラ	485	472	466	538	529
タ	イ	147	155	175	223	325
オ	ー	255	233	205	235	260
そ	の	1,638	1,573	1,663	1,973	2,276

5-1 「興行」の在留資格による国籍（出身地）別新規入国者数の推移 (人)

国籍(出身地)	年	平成 15	16	17	18	19
総	数	133,103	134,879	99,342	48,249	38,855
米	国	7,066	6,704	6,852	6,772	6,075
フ	ィ	80,048	82,741	47,765	8,608	5,533
中	国	6,486	8,277	8,263	4,978	3,156
ロ	シ	6,240	5,775	4,325	3,454	2,562
英	国	2,724	2,665	2,763	2,712	2,500
ド	イ	1,749	1,750	2,435	1,868	2,052
イ	タ	2,302	1,225	1,690	1,867	1,575
韓	国	2,184	2,141	1,954	1,674	1,553
ウ	ク	2,585	2,129	1,783	1,155	972
イ	ン	2,447	3,012	4,086	1,532	608
そ	の	26,338	25,164	24,278	20,401	18,344

5-2 「興行」の在留資格による国籍（出身地）別外国人登録者数の推移 (人)

国籍(出身地)	年	平成 15	16	17	18	19
総	数	64,642	64,742	36,376	21,062	15,728
フィリピン		50,539	50,691	23,643	14,149	11,065
中国		3,848	4,163	4,225	2,153	1,193
ロシア		1,839	1,921	1,203	767	504
韓国・朝鮮		804	810	575	450	441
インドネシア		1,524	1,740	2,369	787	430
ルーマニア		2,597	2,330	1,505	580	312
米国		374	374	326	284	305
ウクライナ		1,185	864	735	387	241
ブラジル		251	233	220	230	228
タイ		227	234	273	215	176
その他		1,454	1,382	1,302	1,060	833

6-1 「技能」の在留資格による国籍（出身地）別新規入国者数の推移 (人)

国籍(出身地)	年	平成 15	16	17	18	19
総	数	1,592	2,211	3,059	4,239	5,315
中国		835	1,130	1,582	2,325	2,903
ネパール		70	151	318	452	919
インド		139	189	286	348	509
韓国		90	201	179	269	158
タイ		74	103	127	191	156
バングラデシュ		25	46	73	90	123
フィリピン		30	26	60	62	68
インドネシア		18	27	40	59	67
ベトナム		26	36	46	61	58
ブラジル		70	81	110	33	27
その他		215	221	238	349	327

6-2 「技能」の在留資格による国籍（出身地）別外国人登録者数の推移 (人)

国籍(出身地)	年	平成 15	16	17	18	19
総	数	12,583	13,373	15,112	17,869	21,261
中国		6,895	7,303	8,214	9,807	11,766
インド		1,388	1,487	1,680	1,938	2,302
ネパール		619	723	1,000	1,388	2,213
韓国・朝鮮		1,209	1,306	1,429	1,617	1,620
タイ		527	572	640	749	830
バングラデシュ		120	153	206	274	375
フィリピン		182	172	214	236	268
インドネシア		95	110	138	167	200
ベトナム		105	135	168	168	194
パキスタン		157	140	140	150	154
その他		1,286	1,272	1,283	1,375	1,339

7-1 「留学」の在留資格による国籍（出身地）別新規入国者数の推移

(人)

国籍(出身地)	年	平成 15	16	17	18	19
総	数	25,460	21,958	23,384	26,637	28,779
中	国	11,640	8,133	8,024	9,154	10,272
韓	国	3,745	3,633	4,078	4,849	5,301
米	国	1,760	1,915	2,153	2,553	2,686
中	国（台湾）	1,202	1,220	1,508	1,682	1,842
タ	イ	619	610	545	766	690
ベ	トナム	446	475	509	532	636
ド	イツ	367	368	411	527	539
イ	ンドネシア	416	447	412	430	529
マ	レーシア	447	370	505	489	511
フ	ランス	298	317	351	449	484
そ	の他	4,520	4,470	4,888	5,206	5,289

7-2 「留学」の在留資格による国籍（出身地）別外国人登録者数の推移

(人)

国籍(出身地)	年	平成 15	16	17	18	19
総	数	125,597	129,873	129,568	131,789	132,460
中	国	87,091	90,746	89,374	88,074	85,905
韓	国・朝鮮	16,951	16,444	16,309	17,097	17,902
ベ	トナム	1,545	1,761	2,165	2,472	2,930
タ	イ	1,921	1,950	1,902	2,203	2,361
マ	レーシア	2,054	2,092	2,031	2,211	2,234
米	国	1,445	1,663	1,781	2,020	2,144
イ	ンドネシア	1,662	1,651	1,609	1,710	1,869
バ	ングラデシュ	1,260	1,372	1,528	1,665	1,684
ス	リランカ	794	931	1,266	1,367	1,410
モ	ンゴル	841	907	1,001	1,160	1,193
そ	の他	10,033	10,356	10,602	11,810	12,828

8-1 「就学」の在留資格による国籍（出身地）別新規入国者数の推移

(人)

国籍(出身地)	年	平成 15	16	17	18	19
総	数	27,362	15,027	18,090	19,135	19,160
中	国	19,337	5,705	8,938	9,543	8,987
韓	国	4,251	4,549	4,293	4,673	5,586
中	国（台湾）	650	686	762	956	1,206
タ	イ	271	362	321	406	409
米	国	281	307	353	322	310
ネ	パール	169	360	378	288	260
ベ	トナム	215	618	659	346	252
オ	ーストラリア	268	203	211	189	167
バ	ングラデシュ	276	181	214	345	94
ス	リランカ	252	663	357	259	61
そ	の他	1,920	2,237	2,175	2,412	1,983

8-2 「就学」の在留資格による国籍（出身地）別外国人登録者数の推移 (人)

国籍(出身地)	年	平成 15	16	17	18	19
総	数	50,473	43,208	28,147	36,721	38,130
中	国	38,873	29,430	15,915	21,681	22,094
韓 国・朝 鮮		6,560	7,286	6,397	8,254	9,742
ベ ト ナ ム		314	802	924	1,005	803
タ イ		474	597	451	612	687
ネ パ ー ル		290	572	580	642	575
ス リ ラ ン カ		511	974	774	729	452
バ ン グ ラ デ シ ュ		469	493	387	562	442
ミ ャ ン マ ー		434	409	322	339	355
米 国		305	328	357	355	345
イ ン ド ネ シ ア		168	238	239	300	338
そ の 他		2,075	2,079	1,801	2,242	2,297

9-1 「研修」の在留資格による国籍（出身地）別新規入国者数の推移 (人)

国籍(出身地)	年	平成 15	16	17	18	19
総	数	64,817	75,359	83,319	92,846	102,018
中	国	38,319	48,729	55,156	61,963	68,188
ベ ト ナ ム		4,028	3,835	4,371	5,744	6,605
イ ン ド ネ シ ア		5,597	5,204	4,788	5,695	5,924
フ ィ リ ピ ン		3,618	3,635	4,311	4,941	5,843
タ イ		3,119	3,353	3,645	3,776	4,022
マ レ ー シ ア		824	773	786	808	900
イ ラ ク		0	133	176	475	721
イ ン ド		540	590	709	687	635
モ ン ゴ ル		227	295	352	424	411
ス リ ラ ン カ		466	413	374	495	343
そ の 他		8,545	8,812	9,025	8,333	8,769

9-2 「研修」の在留資格による国籍（出身地）別外国人登録者数の推移 (人)

国籍(出身地)	年	平成 15	16	17	18	19
総	数	44,464	54,317	54,107	70,519	88,086
中	国	30,763	40,136	40,539	52,901	66,576
ベ ト ナ ム		3,528	3,491	3,380	5,148	6,704
イ ン ド ネ シ ア		4,234	4,189	3,440	4,407	5,069
フ ィ リ ピ ン		2,689	2,888	2,906	3,738	4,919
タ イ		1,314	1,566	1,692	2,121	2,583
ミ ャ ン マ ー		77	83	122	191	264
マ レ ー シ ア		205	235	218	230	254
モ ン ゴ ル		120	191	175	261	251
イ ン ド		71	92	185	142	143
ス リ ラ ン カ		274	228	201	178	142
そ の 他		1,189	1,218	1,249	1,202	1,181

## 10 「永住者」の在留資格による国籍（出身地）別外国人登録者数の推移

(人)

国籍(出身地)	年	平成 15	16	17	18	19
総	数	267,011	312,964	349,804	394,477	439,757
中	国	83,321	96,647	106,269	117,329	128,501
ブ	ラ	41,771	52,581	63,643	78,523	94,358
フ	ィ	39,733	47,407	53,430	60,225	67,131
韓	国・朝	39,807	42,960	45,184	47,679	49,914
ペ	ル	17,213	20,401	22,625	25,132	27,570
米	国	8,149	9,064	9,691	10,512	11,125
タ	イ	5,441	7,167	8,358	9,815	11,107
ベ	ト	6,273	6,697	7,065	7,462	7,930
英	国	2,329	2,583	2,813	3,081	3,301
イ	ン	1,525	1,737	1,913	2,122	2,358
そ	の	21,449	25,720	28,813	32,597	36,462

## 11-1 「日本人の配偶者等」の在留資格による国籍（出身地）別新規入国者数の推移

(人)

国籍(出身地)	年	平成 15	16	17	18	19
総	数	23,398	23,083	24,026	26,087	24,421
フ	ィ	4,887	5,038	5,530	8,257	6,687
中	国	3,940	4,483	5,445	5,399	6,602
ブ	ラ	9,902	8,893	8,299	6,745	5,146
韓	国	618	682	633	891	904
タ	イ	584	548	663	695	807
米	国	502	500	510	730	716
ペ	ル	536	580	525	326	360
イ	ン	253	213	221	288	344
中	国（台	145	147	174	257	293
英	国	187	169	171	248	206
そ	の	1,844	1,830	1,855	2,251	2,356

## 11-2 「日本人の配偶者等」の在留資格による国籍（出身地）別外国人登録者数の推移

(人)

国籍(出身地)	年	平成 15	16	17	18	19
総	数	262,778	257,292	259,656	260,955	256,980
ブ	ラ	85,482	82,173	78,851	74,001	67,472
中	国	52,016	51,854	54,569	55,860	56,990
フ	ィ	44,366	43,817	45,148	49,195	51,076
韓	国・朝	21,285	21,083	21,837	22,429	22,340
タ	イ	12,243	11,527	11,097	10,405	9,997
米	国	8,948	8,719	8,865	9,076	9,131
ペ	ル	8,042	7,302	6,900	6,430	5,928
イ	ン	2,508	2,592	2,785	3,009	3,129
英	国	2,444	2,420	2,478	2,533	2,624
ロ	シ	1,454	1,601	1,862	2,040	2,059
そ	の	23,990	24,204	25,264	25,977	26,234

12-1 「定住者」の在留資格による国籍（出身地）別新規入国者数の推移

(人)

国籍(出身地)	年	平成 15	16	17	18	19
総	数	30,780	31,307	33,756	28,001	27,326
ブ	ラ	21,578	21,707	23,522	18,342	15,976
中	国	2,610	2,853	3,207	3,437	3,853
フ	ィ	3,039	2,893	3,109	3,410	4,068
ペ	ル	2,066	2,261	2,402	1,346	1,700
ベ	ト	452	399	252	239	205
韓	国	89	81	96	151	160
タ	イ	110	111	132	140	190
イ	ン	116	133	139	133	161
ボ	リ	273	350	314	129	243
パ	ラ	70	97	110	97	128
そ	の	377	422	473	577	642

12-2 「定住者」の在留資格による国籍（出身地）別外国人登録者数の推移

(人)

国籍(出身地)	年	平成 15	16	17	18	19
総	数	245,147	250,734	265,639	268,836	268,604
ブ	ラ	140,552	144,407	153,185	153,141	148,528
中	国	33,292	32,130	33,086	33,305	33,816
フ	ィ	21,117	23,756	26,811	29,907	33,332
ペ	ル	21,045	20,779	21,428	20,612	20,255
韓	国・朝	8,941	8,751	8,908	8,891	8,803
ベ	ト	4,792	4,929	5,103	5,236	5,342
タ	イ	2,283	2,593	2,799	3,015	3,265
ボ	リ	2,934	3,034	3,142	3,092	3,087
イ	ン	1,230	1,310	1,459	1,588	1,691
米	国	1,582	1,537	1,609	1,587	1,605
そ	の	7,379	7,508	8,109	8,462	8,880

## (2) 主な国籍（出身地）ごとの在留資格別新規入国者・外国人登録者数の推移

1-1 韓国人の在留資格別新規入国者数の推移

(人)

在留資格	年	平成 15	16	17	18	19
総	数	1,293,809	1,419,786	1,607,457	1,997,459	2,472,620
外	交	1,170	1,079	1,037	1,013	976
公	用	3,829	3,740	2,815	2,127	2,439
教	授	195	209	204	190	170
芸	術	—	3	4	8	15
宗	教	100	147	114	151	163
報	道	8	18	18	11	22
投 資 ・ 経 営		86	102	84	170	248
法 律 ・ 会 計 業 務		2	—	—	—	—
医	療	—	—	1	—	—
研	究	73	94	89	49	46
教	育	8	8	13	15	16
技	術	472	645	1,018	1,474	1,999
人文知識・国際業務		244	361	434	547	700
企 業 内 転 勤		426	469	544	675	745
興	行	2,184	2,141	1,954	1,674	1,553
技	能	90	201	179	269	158
文 化 活 動		316	534	357	356	466
短 期 滞 在		1,271,914	1,396,988	1,584,715	1,972,745	2,444,529
留	学	3,745	3,633	4,078	4,849	5,301
就	学	4,251	4,549	4,293	4,673	5,586
研	修	274	212	288	257	237
家 族 滞 在		2,259	2,275	2,296	2,579	2,766
特 定 活 動		1,417	1,575	2,152	2,506	3,337
日本人の配偶者等		618	682	633	891	904
永住者の配偶者等		39	40	41	79	84
定 住 者		89	81	96	151	160

1-2 韓国・朝鮮人の在留の資格別外国人登録者数の推移

(人)

在留資格	年	平成 15	16	17	18	19
総	数	613,791	607,419	598,687	598,219	593,489
教	授	901	929	1,020	996	965
芸	術	25	33	34	43	37
宗	教	821	904	968	1,032	1,047
報	道	66	60	55	59	66
投 資 ・ 経 営		1,045	1,192	1,373	1,609	1,900
法 律 ・ 会 計 業 務		5	5	3	3	4
医 療		10	9	13	15	17
研 究		320	316	325	261	269
教 育		82	79	85	85	85
技 術		3,019	3,623	4,901	6,176	7,733
人文知識・国際業務		3,656	4,181	5,386	5,919	6,926
企 業 内 転 勤		1,644	1,770	1,987	2,092	2,181
興 行		804	810	575	450	441
技 能		1,209	1,306	1,429	1,617	1,620
文 化 活 動		353	490	379	404	458
短 期 滞 在		9,955	8,919	8,275	7,250	6,824
留 学		16,951	16,444	16,309	17,097	17,902
就 学		6,560	7,286	6,397	8,254	9,742
研 修		192	156	195	139	133
家 族 滞 在		15,559	15,829	16,492	17,070	17,859
特 定 活 動		1,329	1,674	2,084	2,836	3,444
永 住 者		39,807	42,960	45,184	47,679	49,914
日本人の配偶者等		21,285	21,083	21,837	22,429	22,340
永住者の配偶者等		2,891	2,767	2,656	2,652	2,661
定 住 者		8,941	8,751	8,908	8,891	8,803
特 別 永 住 者		471,756	461,460	447,805	438,974	426,207
未 取 得 者		2,271	2,191	1,859	1,993	1,802
一 時 庇 護		-	-	-	-	-
そ の 他		2,334	2,192	2,153	2,194	2,109

2-1 中国人の在留資格別新規入国者数の推移

(人)

在留資格	年	平成 15	16	17	18	19
総	数	276,297	411,124	463,273	589,066	714,791
外	交	270	334	398	324	462
公	用	386	716	1,162	738	1,160
教	授	489	430	460	494	492
芸	術	6	6	17	9	12
宗	教	1	4	2	8	7
報	道	-	2	1	-	-
投	資・経	34	35	45	61	65
法	律・会	-	-	1	-	2
医	療	-	-	-	-	-
研	究	162	134	110	139	132
教	育	19	28	23	22	21
技	術	1,016	1,398	1,936	3,546	5,403
人	文知識・国際業務	429	406	460	602	768
企	業内転勤	715	902	1,058	1,535	2,639
興	行	6,486	8,277	8,263	4,978	3,156
技	能	835	1,130	1,582	2,325	2,903
文	化活動	746	1,329	1,165	1,077	913
短	期滞在	184,079	320,824	357,449	476,534	589,453
留	学	11,640	8,133	8,024	9,154	10,272
就	学	19,337	5,705	8,938	9,543	8,987
研	修	38,319	48,729	55,156	61,963	68,188
家	族滞在	4,467	4,724	5,170	6,280	8,277
特	定活動	61	150	2,766	283	215
日	本人の配偶者等	3,940	4,483	5,445	5,399	6,602
永	住者の配偶者等	250	392	435	615	809
定	住者	2,610	2,853	3,207	3,437	3,853

2-2 中国人の在留の資格別外国人登録者数の推移

(人)

在留資格	年	平成 15	16	17	18	19
総	数	462,396	487,570	519,561	560,741	606,889
教	授	2,443	2,417	2,519	2,507	2,453
芸	術	135	125	132	128	129
宗	教	71	95	98	103	114
報	道	19	21	14	12	10
投 資 ・ 経 営		1,234	1,268	1,381	1,553	1,729
法 律 ・ 会 計 業 務		14	10	9	7	9
医 療		59	57	69	64	91
研 究		1,164	1,043	997	951	901
教 育		84	105	105	109	101
技 術		11,079	11,981	14,786	17,634	23,247
人文知識・国際業務		12,470	14,300	20,995	21,883	26,692
企 業 内 転 勤		2,324	2,753	3,159	4,147	5,712
興 行		3,848	4,163	4,225	2,153	1,193
技 能		6,895	7,303	8,214	9,807	11,766
文 化 活 動		996	1,208	1,222	1,148	1,122
短 期 滞 在		12,951	11,929	13,079	9,026	8,467
留 学		87,091	90,746	89,374	88,074	85,905
就 学		38,873	29,430	15,915	21,681	22,094
研 修		30,763	40,136	40,539	52,901	66,576
家 族 滞 在		35,390	35,253	37,154	39,478	43,592
特 定 活 動		35,481	41,601	60,361	68,531	73,049
永 住 者		83,321	96,647	106,269	117,329	128,501
日本人の配偶者等		52,016	51,854	54,569	55,860	56,990
永住者の配偶者等		2,698	2,988	3,598	4,301	5,215
定 住 者		33,292	32,130	33,086	33,305	33,816
特 別 永 住 者		3,406	3,306	3,170	3,086	2,986
未 取 得 者		3,007	3,430	2,818	3,219	2,593
一 時 庇 護		-	-	-	-	-
そ の 他		1,272	1,271	1,704	1,744	1,836

3-1 フィリピン人の在留資格別新規入国者数の推移

(人)

在留資格	年	平成 15	16	17	18	19
総	数	131,834	147,817	132,745	91,474	84,198
外	交	198	105	123	149	147
公	用	234	231	419	342	412
教	授	62	36	20	21	15
芸	術	-	-	-	1	-
宗	教	47	23	37	57	29
報	道	-	-	-	-	1
投	資・経	2	3	1	5	3
法	律・会	-	-	-	-	-
医	療	-	-	-	-	-
研	究	12	7	9	7	10
教	育	7	3	7	8	10
技	術	145	233	335	558	598
人	文知識・国際業務	57	66	88	138	127
企	業内転勤	215	241	290	375	417
興	行	80,048	82,741	47,765	8,608	5,533
技	能	30	26	60	62	68
文	化活動	42	44	65	42	23
短	期滞在	38,430	51,617	69,285	63,171	58,931
留	学	196	189	227	226	242
就	学	51	63	81	101	45
研	修	3,618	3,635	4,311	4,941	5,843
家	族滞在	211	287	312	377	487
特	定活動	213	241	532	426	266
日	本人の配偶者等	4,887	5,038	5,530	8,257	6,687
永	住者の配偶者等	90	95	139	192	236
定	住者	3,039	2,893	3,109	3,410	4,068

3-2 フィリピン人の在留の資格別外国人登録者数の推移

(人)

在留資格	年	平成 15	16	17	18	19
総	数	185,237	199,394	187,261	193,488	202,592
教	授	58	56	60	69	73
芸	術	2	3	4	5	3
宗	教	235	229	247	270	266
報	道	-	-	-	-	1
投	資・経	30	34	38	38	38
法	律・会	1	1	-	-	-
医	療	-	-	-	-	-
研	究	33	25	40	33	38
教	育	42	49	57	67	88
技	術	789	929	1,179	1,579	2,004
人	文知識・国	492	558	666	757	825
企	業内転	459	499	574	702	709
興	行	50,539	50,691	23,643	14,149	11,065
技	能	182	172	214	236	268
文	化活	20	25	31	31	22
短	期滞	10,115	13,267	14,527	12,732	10,856
留	学	620	633	617	640	643
就	学	381	353	167	199	171
研	修	2,689	2,888	2,906	3,738	4,919
家	族滞	1,251	1,334	1,426	1,590	1,801
特	定活	3,454	3,706	5,361	6,052	6,363
永	住者	39,733	47,407	53,430	60,225	67,131
日	本人の配	44,366	43,817	45,148	49,195	51,076
永	住者の配	696	903	1,238	1,570	2,032
定	住者	21,117	23,756	26,811	29,907	33,332
特	別永	26	30	33	39	42
未	取得者	2,828	3,038	3,170	3,484	3,025
一	時庇	-	-	-	-	-
そ	の他	5,079	4,991	5,674	6,181	5,801

4-1 ブラジル人の在留資格別新規入国者数の推移

(人)

在留資格	年	平成 15	16	17	18	19
総	数	41,101	41,764	46,680	40,897	37,527
外	交	73	69	152	70	63
公	用	35	53	234	94	83
教	授	10	9	4	5	9
芸	術	1	5	9	5	6
宗	教	40	36	29	33	35
報	道	-	2	2	2	1
投 資 ・ 経 営		2	3	-	4	-
法 律 ・ 会 計 業 務		-	-	-	-	-
医	療	-	-	-	-	-
研	究	1	3	4	2	4
教	育	1	2	1	2	4
技	術	5	5	5	8	5
人文知識・国際業務		19	22	28	28	22
企 業 内 転 勤		24	21	27	51	50
興	行	938	741	802	760	658
技	能	15	19	29	33	27
文 化 活 動		6	13	16	15	13
短 期 滞 在		7,749	9,527	12,737	13,944	14,624
留	学	123	119	128	131	114
就	学	50	41	46	29	28
研	修	305	262	369	280	311
家 族 滞 在		170	124	112	179	159
特 定 活 動		9	23	20	12	20
日本人の配偶者等		9,902	8,893	8,299	6,745	5,146
永住者の配偶者等		45	65	105	123	169
定 住 者		21,578	21,707	23,522	18,342	15,976

4-2 ブラジル人の在留の資格別外国人登録者数の推移

(人)

在留資格	年	平成 15	16	17	18	19
総	数	274,700	286,557	302,080	312,979	316,967
教	授	27	33	31	30	36
芸	術	9	13	16	15	12
宗	教	102	107	100	108	121
報	道	1	1	3	3	4
投 資 ・ 経 営		13	17	22	29	27
法 律 ・ 会 計 業 務		-	-	-	-	-
医	療	1	1	-	-	-
研	究	9	11	13	10	11
教	育	3	7	9	10	14
技	術	41	46	54	54	53
人文知識・国際業務		76	81	97	105	108
企 業 内 転 勤		45	45	48	80	93
興	行	251	233	220	230	228
技	能	62	70	82	92	93
文 化 活 動		5	7	10	12	9
短 期 滞 在		1,076	975	872	836	809
留	学	365	351	336	361	357
就	学	60	58	58	61	53
研	修	145	124	185	99	94
家 族 滞 在		408	405	432	492	497
特 定 活 動		71	92	171	203	179
永 住 者		41,771	52,581	63,643	78,523	94,358
日本人の配偶者等		85,482	82,173	78,851	74,001	67,472
永住者の配偶者等		391	531	796	1,021	1,400
定 住 者		140,552	144,407	153,185	153,141	148,528
特 別 永 住 者		17	19	20	23	24
未 取 得 者		3,470	3,958	2,491	3,264	2,254
一 時 庇 護		-	-	-	-	-
そ の 他		247	211	335	176	133

## 資料編3 「新たな在留管理制度に関する提言」

平成20年3月

総務省・法務省

### 適法な在留外国人の台帳制度についての基本構想

#### はじめに

我が国に在留する外国人が年々増加していること等を踏まえ、政府は、外国人の在留管理に関するワーキングチームを設置し、外国人の在留情報の把握や在留管理の在り方について検討を進め、平成19年7月3日には、法務大臣による外国人の在留情報の一元的把握、外国人住民に係る住民行政の基礎とするための、市町村における一定の外国人情報の保有、管理、利用等を内容とする検討結果が犯罪対策閣僚会議に報告されたところである。また、外国人登録制度の見直しについて、「規制改革推進のための3か年計画」（平成19年6月22日閣議決定）において、「外国人の身分関係や在留に係る規制については、原則として出入国管理及び難民認定法に集約し、現行の外国人登録制度は、国及び地方公共団体の財政負担を軽減しつつ、市町村が外国人についても住民として正確な情報を保有して、その居住関係を把握する法的根拠を整備する観点から、住民基本台帳制度も参考とし、適法な在留外国人の台帳制度へと改編する」こととされ、遅くとも21年通常国会までに関係法案を提出することとされた。また、「規制改革推進のための3か年計画（改定）」（平成20年3月25日閣議決定）において、19年度措置事項として、「総務省及び法務省が当該台帳制度の基本構想を作成し、公表する」とされたところである。

これを踏まえ、総務省及び法務省は、法務大臣による在留情報の一元的把握等を図るための新たな在留管理制度に対応し、市町村における適法な在留外国人の台帳制度（以下「本制度」という。）について共同で検討を進め、その基本構想を以下のとおりまとめた。

今後、市町村をはじめとする関係者からの意見を踏まえつつ、本制度の具体案を策定することとする。

#### 1 本制度のねらい

現在、市町村における在留外国人の情報把握は外国人登録法（以下「外登法」という。）に基づいて行われているが、新たな在留管理制度においては、我が国に在留する外国人の在留管理に必要な情報を法務大臣が一元的に把握する制度となることから、これに対応し、すべての市町村が在留外国人の正確な情報を把握し、住民行政の基礎とするため、適法な在留外国人の台帳制度

を整備しようとするものである。

## 2 対象となる外国人の範囲

不法滞在者は本来我が国で在留する資格を有しない者であり、市町村が一般的に行政サービスを行う対象とは位置付けられないことから、本制度は、市町村の住民であって我が国に適法に在留する外国人を対象とすることを基本とする。具体的には、新たな在留管理制度との連携も考慮し、新たな在留管理制度において在留カードの交付対象となる外国人及び特別永住者を対象とすることとする。その際、外国人の住所について検討することとする。

なお、不法滞在者の取締等の対策は、出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という。）により適切に行われるものである。

## 3 行政サービスへの活用等

我が国に適法に在留する外国人に対しては、各種行政サービスが適切に提供されることが望ましく、そのためには、外国人住民に係る基本的な情報が必要である。したがって、外国人の氏名、住所、世帯等に係る必要な情報を台帳の記載事項とすることとする。また、事務処理の簡素化、効率化を図るため、台帳は磁気ディスク等をもって調製することができることとする。

我が国に在留する外国人の増加に伴い、いわゆる混合世帯の構成員の把握の必要性が指摘されていることを踏まえ、混合世帯の的確な把握のあり方について検討するとともに、住民基本台帳制度及び外国人登録制度を踏まえつつ、外国人の個人情報保護の観点も含め、開示のあり方について検討することとする。

さらに、このような観点から整備される台帳を基礎として、各種行政サービスとの連携、例えば、国民健康保険、介護保険、国民年金、児童手当、教育といった、生活に身近な行政分野において台帳を活用するとともに、外国人の市町村への届出等の簡素化などについて検討する。

これらの取組を通じ、外国人にとって生活しやすい環境の整備に向け、基礎的行政サービスを提供するに当たり基盤となる制度を目指していく。

## 4 情報の正確性を確保するための措置

適法な在留外国人に適切に各種行政サービスを提供するためには、外国人に係る基本的な情報を正確に把握することが必要である。

したがって、住民基本台帳制度と同様に、転入届とともに転出届等を制度化し、転出地市町村において転出情報を速やかに把握することを可能にする。

また、外国人本人の申請以外によっても台帳への記載等を行うことができるよう、市町村長による職権記載、調査権等を制度化し、市町村における外国人の居住実態に即した情報把握を可能にする。

さらに、法務大臣から市町村への情報提供を迅速かつ的確に行うことにより、新たな在留管理制度との連携を密にし、情報の正確性を確保することとする。

併せて、市町村間でも外国人に係る基本的な情報のやりとりを行うこととなるが、これらについて電子的に行う方策を検討する。また、戸籍に関する届出と本制度との連携も図る。

## 5 その他

その他、外国人登録原票に記載された情報の適法な在留外国人の台帳への移行など、新制度への円滑な移行のために必要な措置についても検討することとする。また、代理人の範囲及び届出義務者についても、住民基本台帳制度及び外国人登録制度を踏まえつつ、検討することとする。

都道府県の関与、罰則といった点についても、住民基本台帳制度を参考にするなどして適切に措置するとともに、本制度の円滑な運営のため、国による必要な財政措置を講じることについても検討することとする。

※ 新制度に係る名称は全て仮称である。

## 資料編4 行政訴訟

## 第1節◆概況

入国管理局に係る行政訴訟等（以下「出入国管理関係訴訟」という。）は、我が国に不法滞在する外国人に対して発せられた退去強制令書発付処分の取消しを求める訴訟や難民不認定処分の取消しを求める訴訟がその大半をしめている。訴訟が提起され、新規に受理された件数は、ここ数年急増しており、平成19年における新規の受理件数は、過去最高となった（表51）。また、出入国管理関係訴訟の年末における終了件数は、本案事件について見ると、14年には74件であったものが、18年には190件、19年には257件と急増した。

このような急増の背景には、適正で充実した手続の下での迅速な裁判を目指す司法制度改革を指摘することが出来る。特に、行政訴訟について、国民の権利利益のより実効的な救済手続を整備することを目的とした「行政事件訴訟法の一部を改正する法律」が平成17年4月1日に施行され、出訴期間等の情報提供（教示）制度の新設、出訴期間の延長、取消訴訟等における被告適格の簡明化等の改正がなされたことが、新規受理件数の増加の背景と指摘できる。また、15年7月に公布、施行された「裁判の迅速化に関する法律」により裁判所の手続全体の一層の迅速化が図られていることが、終了件数の増加の背景と考えられる。

また、近時の出入国管理関係訴訟では、在留特別許可の義務付け、仮滞在許可の仮の義務付けや收容令書発付及びその執行の差し止め及び仮の差し止め等新たな形での訴えの提起が相次いでいる。その背景には、「行政事件訴訟法の一部を改正する法律」により、義務付け訴訟、差し止め訴訟の法定、本案判決前における仮の救済制度の整備が行われ、積極的にそれらの種類の訴訟制度が活用されたという事情を指摘することが出来る。

表51 出入国管理関係訴訟（本案事件）定期事件の推移（平成19年末現在）

1 行政訴訟の請求趣旨・提起年別件数		(件)				
請 求 趣 旨		平成15	16	17	18	19
行政事件	退去強制手続関係取消請求・無効確認等	68	109	143	164	158
	在留審査関係不許可処分取消請求・無効確認等	58	6	8	21	17
	在留資格認定証明書不交付処分取消請求・無効確認等	5	7	17	6	18
	難民認定手続関係取消請求・無効確認等	53	25	52	59	82
	その他の	6	19	28	2	3
小計		190	166	248	252	278
民事事件		15	17	25	11	2
人身保護請求				2		
合計		205	183	275	263	280

## 第2節◆主な裁判例

### 裁判例1

原告が本件申請に提出した資料及びその後入手し、本訴で提出した資料には、いずれも不自然な点があり、また、1回目と2回目の申請書類も含め、相互に矛盾が見られる等成立の真正に疑義が認められ、原告は、身分関係を明らかにするための十分な資料を提出せず、偽変造の疑いすらある資料を提出して本邦への上陸を申請しているのだから、原告は、自ら真正な身分関係を隠蔽しようとしているのではないかと合理的疑いが認められる。原告は、日本人夫との婚姻は、有効かつ真正なものであるから、在留資格「日本人の配偶者等」としての上陸条件に適合する旨主張するが、両者には、夫婦として実態のある共同生活を営む真摯な意思はないという合理的な疑いがあり、原告が本邦で行おうとしている活動が社会通念上虚偽のものでないと認めるに足りる立証があったとは言えない。

【高松地方裁判所平成19年12月5日判決】

### 裁判例2

原告が政治的活動により、長時間拘束されていたとする時期においても、原告は在学していた大学の推薦を受けて国営会社に就職したり、甲国の平均月収の20倍近い高給を得ていたものであって、この両者の関係はうまく説明がつかないといわざるを得ない。そもそも、原告の主張する政治的活動自体は、組織的でない単発的な抵抗というべきものであって、その活動も本邦における一連の手續が進行するに従って徐々に積極的なものとなってきたものである点で誇張されているとの疑いを払拭できない。

原告の供述には大きな変遷が見られ、特に訴訟提起後に初めて具体的な内容が供述されたものが数多く見られる。そのうち、拘束中に性的暴行を受けたとする点については、女性である原告において、これを言い出すことに抵抗があるということは理解できにくい。しかし、ほぼ同時期に行われたというエイズウイルス溶液の入った注射を使用した拷問についても同様の供述経過を辿っており、難民認定の上で極めて重要な事実であることを勘案すると、述べる時期が遅れたことを正当化することはできないといえる。

【東京地方裁判所平成19年2月16日判決】

### 裁判例3

控訴人は、本件各処分取消訴訟の訴えの利益を認めないと、出訴期間の教示が空文に帰し、取消訴訟の提起を事実上認めないことになり、また、その結果義務付け訴訟の提起もできなくなるのであって、憲法32条の裁判を受ける権利を侵害する旨主張する。しかし、本件においては、本件各処分を取り消すことにより控訴人に回復する利益がないのであるから、この訴えを不適法とするほかなく、その点は、控訴人の指摘する諸点を考慮しても異なるところはない。そして、訴えの利益のない訴えを不適法として却下したからといって、裁判を受ける権利を侵害すること

にはならない。

【東京高等裁判所平成 19 年 5 月 31 日判決】

#### 裁判例 4

原告は、36 キログラムを超える大麻樹脂を本邦へ営利目的で輸入しようとしたという大麻取締法及び関税法違反により懲役 8 年及び罰金 200 万円の有罪確定判決を受けているところ（上記判決によれば上記大麻樹脂の量は我が国裁判史上例を見ない膨大なものとされている。）、証拠上、原告が本件犯行への関与を一貫して否定していたこともあって、原告の背後に存在することが窺われる麻薬密売組織等の解明は上記判決手続によってもほとんど進んでいないことが認められること等に照らすと、原告は、依然として、我が国社会にとって危険な存在であるといわざるを得ない（難民条約 33 条）。そうすると、原告は難民条約において、甲国への送還を拒否できる立場にはないというべきである。

【大阪地方裁判所平成 19 年 9 月 28 日】

## 資料編5 組織・職員の拡充

近年の出入国管理行政をめぐる状況の変化は著しく、業務の量的増加及び質的複雑化・困難化を反映して、組織・機構、人員等の整備・拡充が図られてきた。

平成19年度末現在、出入国管理行政は、法務省入国管理局を始めとする全国の入国管理関係機関において3,200人余りの職員によって遂行されているが、出入国管理行政の抱える課題は多岐にわたっており、なお体制整備面での課題も少なくない。

### 第1節◆組織・機構

#### 1 入国管理官署の概要

出入国管理業務を所掌する組織としては、法務本省の内部部局として入国管理局が設置され、また、法務省の地方支分部局として、全国8つの地域ブロックごとに地方入国管理局、その下に支局及び出張所（支局の出張所を含む。）が設置されている。また、法務省の施設等機関として全国3か所に入国者収容所が設置されており、それぞれ法令に基づいて、出入国審査、在留審査、退去強制手続、難民の認定といった出入国管理行政関係の様々な業務を行っている。

これら、入国管理局、地方入国管理局、支局、出張所及び入国者収容所を総称して「入国管理官署」という（図23、24）。

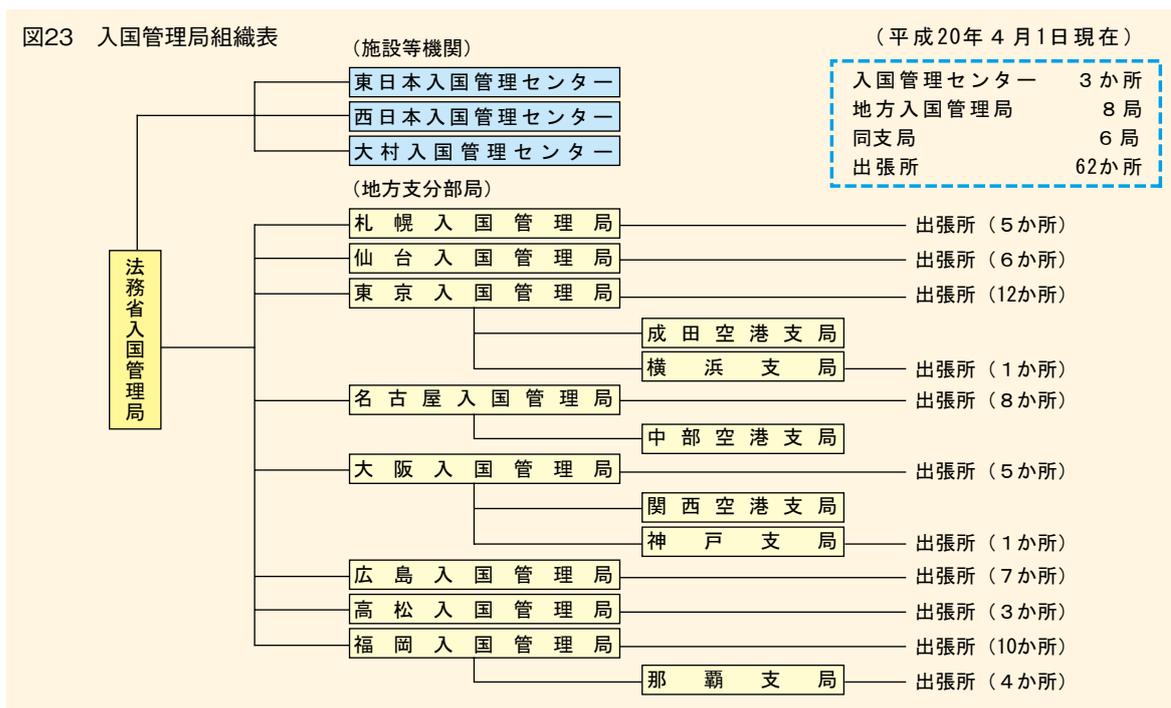
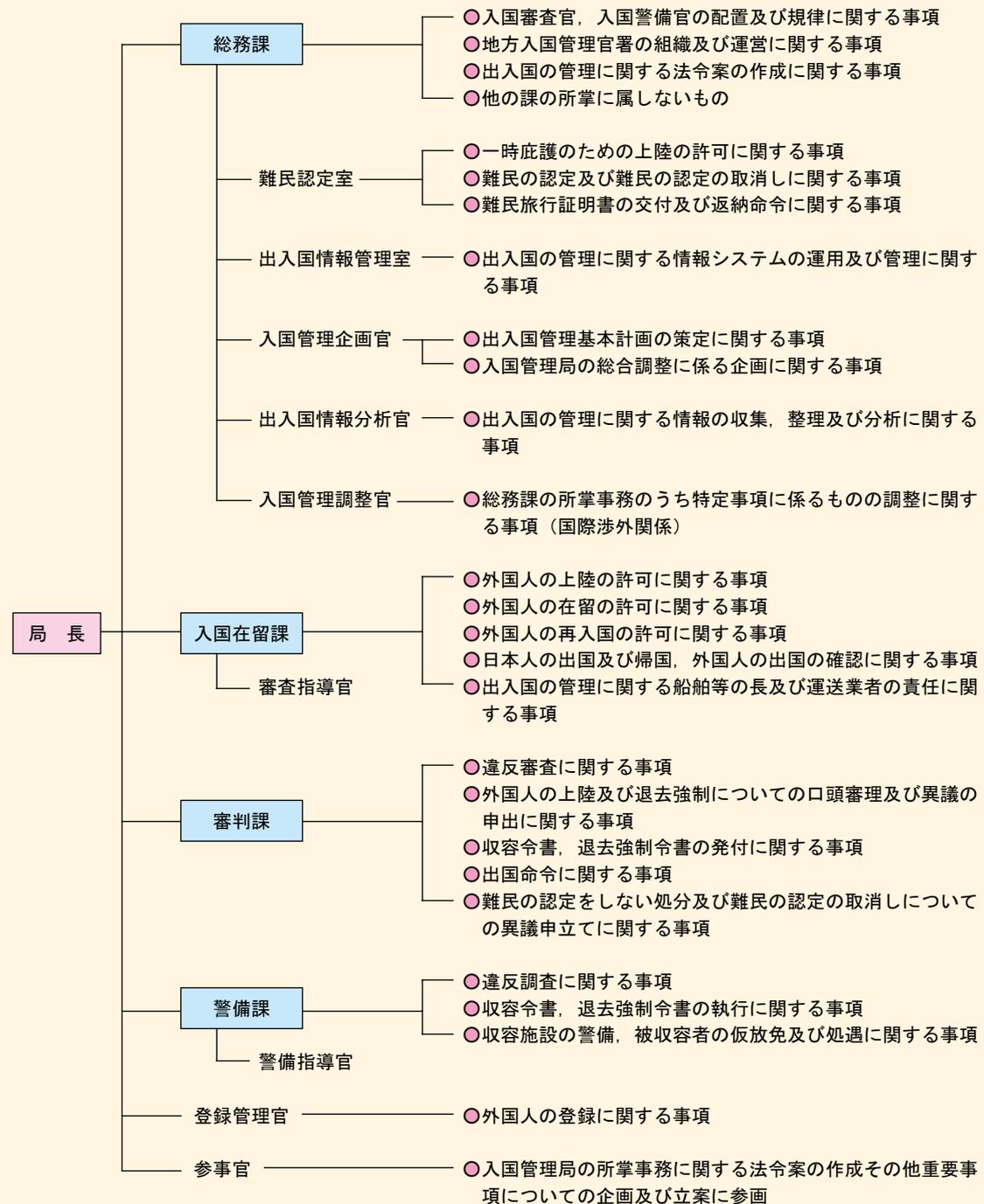


図24 法務省入国管理局所管事項



(注) 上記のほか、官房審議官1人及び局付4人が、入国管理局担当として配置されている。

## 2 入国管理官署の主要な拡充

### (1) 円滑かつ厳格な出入国審査体制の強化に伴う組織の拡充

今日の出入国審査には「厳格化」と「円滑化」の一見背反する二つの方向性が強く求められている。厳格化については、平成15年12月に犯罪対策閣僚会議で策定された「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」において「国境を越える脅威への対応」が掲げられ、「入国審査時における在留資格審査等の厳格化」に取り組む必要があると明示されており、水際対策の強化が強く求められ

ている。

一方で、我が国を訪れる外国人旅行者数を2010年（平成22年）までに倍増させることを目標に政府が進める「観光立国推進基本計画」においては、その環境整備として入国手続の迅速化・円滑化が求められている。

このような中、平成18年6月には成田空港において第1ターミナルビル南棟の供用が開始されており、羽田空港においては17年6月の日韓首脳会談での合意に基づき同年8月から羽田空港－韓国金浦空港間のシャトル便が倍増し、19年9月からは上海便の就航も開始されているほか、博多港においても近年出入国者数が急増している。

そこで、平成19年度には羽田空港において大幅に増加している出入国審査業務を円滑かつ厳格に処理するための現場責任者として統括審査官2名を配置し、同空港における業務全体の指揮・監督者として新たに首席審査官（所長）を配置した。

また、千歳苫小牧出張所が管轄する新千歳空港は定期便及びチャーター便が多く就航しており、平成18年6月から定期便が就航している旭川空港やチャーター便が頻繁に就航する帯広空港の出入国審査を広範的に指揮・監督するために統括審査官（所長）を首席審査官（所長）とし、現場責任者として統括審査官を新たに配置した。

さらに、両出張所に首席審査官を配置したことにより、首席審査官は出張所に所属する出入国審査支援要員の連絡調整業務に専従することができ、全国の地方空・海港におけるチャーター便等の出入国審査支援業務を効率的かつ機動的に運用することが可能となり、地方空・海港における円滑かつ厳格な出入国審査を行うための体制を整えることができた。

## （2）在留管理体制の強化に伴う組織の拡充

我が国に在留する外国人が年々増加していく中で、外形上は正規の在留者を装っているものの、虚偽の書類を提出して上陸許可等を受け、あるいは、在留資格に該当する活動を行うことなく不法就労を行ったり、犯罪を犯すなど公正な出入国管理を阻害する偽装滞在者に係る問題が深刻化している。

前記の「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」や平成18年12月の「規制改革・民間開放推進会議の第3次答申」においては、「在留外国人の入国後におけるチェック体制の強化」が求められており、20年3月25日に閣議決定された「規制改革推進のための3か年計画（改定）」において、関係法案を21年通常国会までに提出することが再確認されている。

平成16年12月2日施行の改正入管法には、偽りその他不正な手段で上陸許可の証印を受けるなどした外国人の在留資格を取り消す制度が導入され、また、19年10月1日から施行された改正雇用対策法には、厚生労働省（職業安定所）から雇用状況報告制度に基づく外国人の就労状況に関する情報提供を受けるための規定が盛り込まれるなど、在留管理の強化に資するための環境が整備されつつある。

これらの動きを踏まえ、平成20年度には、東京入国管理局に統括入国警備官1人を増設した上で、偽装滞在者に係る情報を収集・分析する偽装滞在对策担当を設置した。また、同じく同局に統括

審査官1人を増設し、偽装滞在者などの在留資格取消手続に係る事務に専門的に取り組む意見聴取担当を設置し、外国人の在留管理に係る事務を適正、厳格かつ迅速に処理できる体制を整備した。

### (3) 不法滞在者対策の強化に伴う組織の拡充

平成20年1月1日現在の我が国における不法残留者数は約15万人であり、過去最高であった5年5月1日現在の約30万人に比べると約15万人程度減少したものの、依然として高い水準にあると言える。第2部第3章のとおり、これら不法滞在者の半減を図るため、大都市圏を中心に入管法違反者の摘発体制の整備を進めており、15年度以降、次のように組織の拡充を図ってきた。

平成15年度には、東京入国管理局に、地域住民、関係機関等からの不法滞在者に関する情報を一元的に受理・収集・分析して各警備部門に提供する組織として、調査企画部門を新設するとともに、新宿区内を中心に不法滞在者などの入管法違反容疑者に関する違反調査、各種情報収集及び摘発を強化するため新宿出張所を設置した。

平成16年度には、新宿出張所に統括入国警備官1名を増設した上で、不法滞在者が特に集中する新宿、渋谷、赤坂、池袋などの繁華街をはじめ、管内1都8県を分担して専門的かつ機動的に摘発を行うため、摘発方面隊を設置した。

平成17年度には、名古屋入国管理局に同局管内の摘発に専従する調査第一部門を新設し、摘発方面隊を設置、18年度には、大阪入国管理局に摘発方面隊を設置し、効果的かつ的確な不法滞在者対策を実施していくこととした。

このほか、平成18年度には不法滞在者対策の強化に伴い、首都圏において摘発された外国人を収容するための施設の拡充と、処遇・送還体制の整備が必要となったことから、東京入国管理局成田空港支局の収容場の大幅な拡充を行い、企画管理・執行部門及び処遇部門を新設し、適切な処遇と円滑な送還を行うこととした。

平成19年度には摘発方面隊の再編に伴い、東京入国管理局東部出張所を新設したほか、立川出張所に新たに摘発班を配置し、これを指揮する統括入国警備官を新設した。東京都東部地区に摘発型出張所の設置及び立川出張所に摘発班を新たに設置することにより、関係機関との連携を強化することで地域に密着した効果的な摘発の実施が可能となった。

同じく平成19年度には、大阪入国管理局の新庁舎移転により収容施設が大幅に拡充され、管内の不法滞在者削減に向けた積極的な摘発を行い、被収容者の適正な処遇及び円滑な送還を行うために執行担当の首席入国警備官を増設し、処遇部門には処遇企画担当、男子区処遇担当及び女子区処遇担当の統括入国警備官を、執行部門には執行企画担当及び執行担当の統括入国警備官を配置し、増加する処遇・執行業務に専門的に対応できるようにした。

平成20年度は、名古屋入国管理局の新庁舎への移転に伴い、大阪入国管理局同様その収容施設が大幅に拡充することとなるため、これまで以上に積極的な摘発の実施が可能となり、同時に被収容者の処遇及び送還についても、より専門的、適正かつ円滑な業務の遂行を実現する必要性が生じることから、同局に首席入国警備官2人を増設の上、処遇部門及び執行部門を新設し、処遇部門には処遇企画担当、男子区処遇担当及び女子区処遇担当の統括入国警備官を、執行部門には執

行企画担当及び執行担当の統括入国警備官を配置した。加えて、同局に警備監理官1名を配置することにより、増大する同局の退去強制関係業務全般を的確に指揮、監督し効果的・効率的な業務運営を維持できるようにした。

#### (4) 地方入国管理局の出張所の整理・統廃合

地方入国管理局の出張所（支局の出張所を含む。）については、元来、外航船舶の乗員・乗客の出入国審査を目的として設置された歴史的事情を背景に、その大半が全国の海港区域内に立地していたが、国際間の主たる輸送手段が船舶から航空機に移ったことに伴い、空港における出入国審査が主となった。また、就労、勉強、日本人配偶者等との同居などを目的に長期間我が国に在留する外国人が増加したことにより、これら行政のニーズの変化に応えるために、空港や外国人が多数居住する都市部に出張所を新設、あるいは移転する必要が生じた。

そこで、入国管理局では、海港に設置されている出張所の整理・統廃合を進めるとともに、国際線が数多く就航している地方空港や、都道府県庁所在地その他主要都市に出張所を設置するなど、出張所の再配置に努めてきた（表52）。

表52 地方入国管理局の出張所の整理統廃合状況（実績）

（平成20年4月1日現在）

年度	区分	廃止		設置		
		名称	所在地	名称	所在地	
平成12		尼崎港出張所	尼崎市	佐賀出張所	佐賀市	
		呉港出張所	呉市			
		唐津港出張所	唐津市			
		伊万里港出張所	伊万里市			
13		横須賀港出張所	横須賀市	静岡出張所	静岡市	
		鹿児島空港出張所	始良郡溝辺町			
		清水港出張所	清水市			
		田子の浦港出張所	富士市			
14		岩国港出張所	岩国市	甲府出張所	甲府市	
		八代港出張所	八代市			
		日立港出張所	日立市			
		鹿島港出張所	鹿島郡神栖町			
15		東京港出張所	東京都江東区	新宿出張所	東京都新宿区	
		渋谷出張所	東京都渋谷区			
		室蘭港出張所	室蘭市	盛岡出張所		盛岡市
		宮古港出張所	宮古市			
		大船渡港出張所	大船渡市			
		石巻港出張所	石巻市			
		佐世保港出張所	佐世保市			
		那覇港出張所	那覇市			
16		青森港出張所	青森市	青森出張所	青森市	
		八戸港出張所	八戸市			
		横浜港出張所	横浜市			
		名古屋港出張所	名古屋市			
		名古屋空港出張所	愛知県西春日井郡豊山町			
		堺港出張所	堺市			
		神戸港出張所	神戸市			
		水島港出張所	倉敷市			
		志布志出張所	鹿児島県曾於郡志布志町			
		17				直江津港出張所
19		大阪港出張所	大阪市	東部出張所	東京都江戸川区	
		天王寺出張所	大阪市			

今後とも、出入国審査、在留審査及び入管法違反者に係る情報収集等を総合的に行う「出入国管理総合事務所」型の出張所の整備を進めることにより組織の合理化・効率化を図っていく必要がある。

これらの動きは、平成11年4月に閣議決定された「国の行政組織等の減量、効率化に関する基本的計画」の中で示されている、「地方入国管理局出張所については、海型から内陸型への再編を進めるとともに、縮減を図る」との基本方針に沿ったものである。

## 第2節◆職員

### 1 入国管理局職員

入国者収容所及び地方入国管理局には、出入国管理業務に従事する職員として、入国審査官、入国警備官が配置されているほか、一般行政事務を行う職員である法務事務官及び医師等の法務技官が配置されている。

入国審査官は、①上陸及び退去強制についての審査及び口頭審理、②収容令書又は退去強制令書の発付、③仮放免、④難民認定及び在留資格諸申請等に関する事実の調査を行うほか、法務大臣の補助機関として、在留資格審査等を行っている。



入国管理局職員

入国警備官は、①入国、上陸又は在留に関する違反事件の調査、②収容令書又は退去強制令書を執行するため、その執行を受ける者の収容、護送、送還、③入国者収容所、収容場における被収容者の処遇及び施設の警備など入管法違反者の取締りを行っており、「国家公務員法」及び「一般職の職員の給与に関する法律」の規定の適用については警察職員とされ、危険な業務に従事することも多いことから、公安職職員となっている。

入国警備官には、摘発等の部隊組織で行動する際の指揮命令を明らかにするため、7つの階級（上位から警備監、警備長、警備士長、警備士、警備士補、警守長、警守）が設けられている。

また、入国審査官及び入国警備官は、個々の職員が独立した出入国管理業務の専門家としての業務を行うことから、「専門官制」が導入されている。業務処理に必要な法律知識に加えて、バランスのとれた国際感覚、外国人の多様な風俗、習慣、宗教及び人権に配慮した柔軟な対応が求められている。

### 2 増員

入国管理局関係の職員数は、平成20年度は3,413人で、5年前の15年度の2,693人と比べ約27%、720人増加している。しかし、この間も業務件数は高水準で推移しており、加えてテロ行為・不法入国防止のための入国審査の厳格化、巧妙化する偽変造文書への対策、入国後の外国人に係る在留管理の強化、外国人犯罪の温床とも指摘されている不法滞在者の摘発強化など業務内容も複雑・困難の度

合いが増している。このような状況に的確かつ迅速に対処し、国民の行政ニーズに応えていくためには、更なる増員が望まれる（図25、表53）。

図25 入国管理官署職員定員の推移

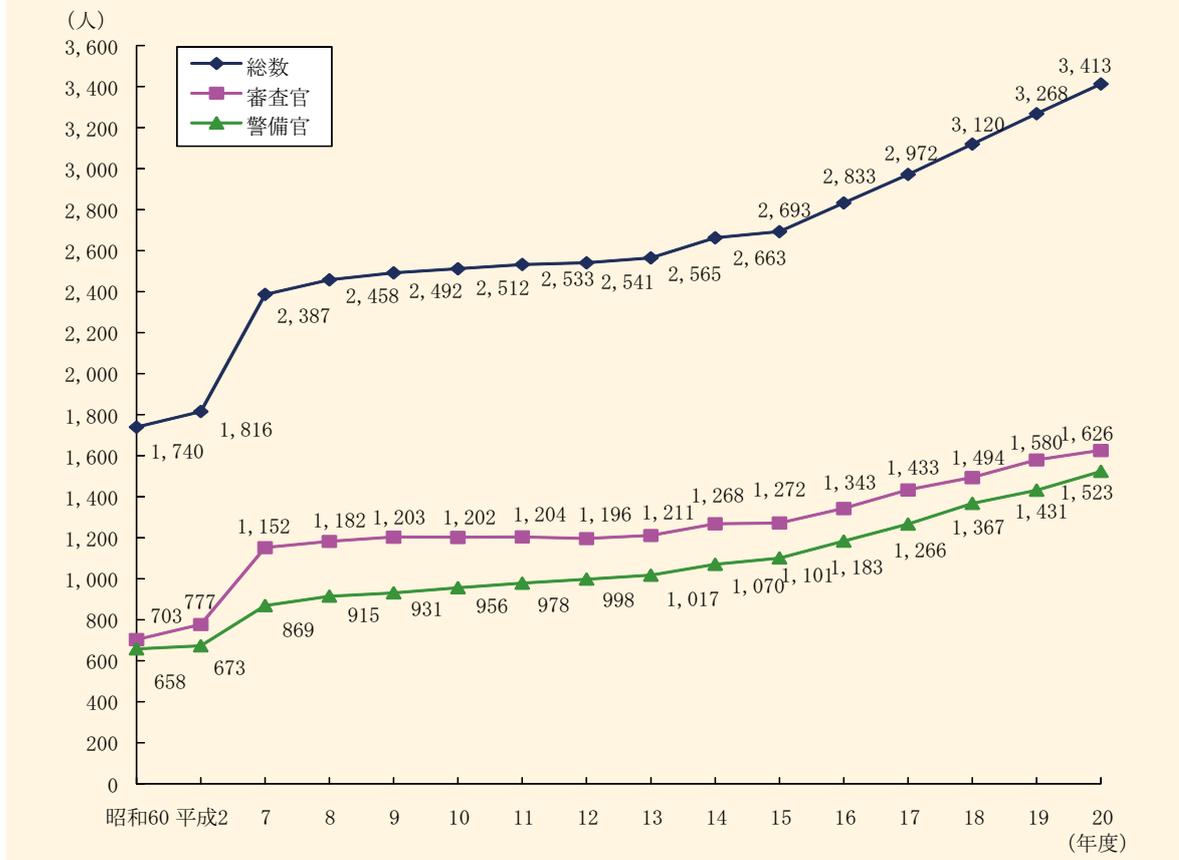


表53 入国管理官署職員定員の推移

(人)

区分 年度	本省事務官	地方入国管理官署					総数
		事務官	審査官	警備官	その他	小計	
昭和60	169	155	703	658	55	1,571	1,740
平成2	166	154	777	673	46	1,650	1,816
7	163	165	1,152	869	38	2,224	2,387
8	161	166	1,182	915	34	2,297	2,458
9	161	166	1,203	931	31	2,331	2,492
10	159	166	1,202	956	29	2,353	2,512
11	159	165	1,204	978	27	2,374	2,533
12	157	164	1,196	998	26	2,384	2,541
13	156	155	1,211	1,017	26	2,409	2,565
14	154	146	1,268	1,070	25	2,509	2,663
15	152	144	1,272	1,101	24	2,541	2,693
16	142	142	1,343	1,183	23	2,691	2,833
17	131	122	1,433	1,266	20	2,841	2,972
18	129	122	1,494	1,367	8	2,991	3,120
19	128	121	1,580	1,431	8	3,140	3,268
20	127	129	1,626	1,523	8	3,286	3,413

平成20年度においては、入国審査官、入国警備官併せて193人が増員措置されており、その概要は以下のとおりとなっている。

### (1) 事前旅客情報システム（APIS）を利用した出入国審査体制の強化等

平成17年1月4日から、警察庁、財務省及び法務省が共同で運用している事前旅客情報システム（APIS）は、航空会社が搭乗手続時に取得した旅客情報を航空機が到着する前にチェックすることにより、テロリストをはじめとする国際的な組織犯罪者などの要注意外国人の入国を阻止することに大変有効なシステムである。当初 APIS は航空会社の任意参加であったが、19年2月1日に施行された改正後の出入国管理及び難民認定法により、本邦に到着するすべての航空機及び船舶に、乗員・乗客の氏名等の事前提出が義務付けられたことを契機に、航空会社の APIS への参加が急増している。

このため、平成20年度は多数の航空会社から寄せられる APIS 情報を迅速かつ確実に処理するための要員として、成田空港支局に入国審査官29人の増員が措置された。

また、アジア・ゲートウェイ構想により、更なる国際化を目指すこととなった羽田空港においては、平成19年9月から上海との間に国際チャーター便が就航しており、出入国者の増加が見込まれたため、羽田空港出張所の出入国審査要員として入国審査官9人の増員が措置された。

### (2) 外国人雇用状況報告による稼働情報を活用した在留管理体制の強化

我が国に在留する外国人が年々増加していく中で、偽装結婚などにより外形上は正規の在留者を装いつつも、実態としては専ら単純労働に従事したり、犯罪組織に加入又は協力して犯罪を行う偽装滞在者が我が国に与える悪影響が深刻化している。

平成15年12月の「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」や18年12月25日規制改革・民間開放推進会議の「規制改革・民間開放推進会議の第3次答申」においても、「在留外国人の入国後におけるチェック体制の強化」が求められたことを受け、19年10月1日から改正雇用対策法に基づき厚生労働省（職業安定所）から外国人雇用状況報告制度による外国人の稼働情報の提供を受けることとなった。

この外国人稼働情報及び既存の外国人登録制度や在留審査などから得られる情報を在留審査や法違反外国人の摘発に有効に活用するには、一元的に情報を集約し分析することがより効果的であるため、東京入国管理局に情報分析要員として入国警備官15人の増員が措置された。

また、分析された情報を基に迅速に偽装滞在者に対する適切な措置を講じるため、意見聴取・在留資格取消要員として札幌及び高松を除く各地方入国管理局に入国審査官23人（東京13人、名古屋及び大阪3人、福岡2人、仙台及び広島1人）の増員が措置された。

さらに、不法滞在者に係る情報を基に違反調査・摘発を行うための要員として、東京入国管理局に入国警備官20人の増員が措置された。

### (3) 名古屋入国管理局における摘発体制の強化等

名古屋入国管理局は、愛知県、三重県、静岡県、岐阜県、福井県、石川県及び富山県の7県にわたる広範囲を管轄し、日本国内における有数の工業地帯を有していることから不法就労者の吸引力も強く、同局管内に潜伏する不法滞在者も相当数に及んでいる。

このため、平成17年に同局管内の摘発体制強化のため、愛知、三重、静岡県の東海方面と岐阜、福井、石川及び富山県の北陸方面を担当する摘発方面隊等の整備が行われたが、依然、関東地区に次いで不法就労者が多い同局管内において、特に東海方面の摘発体制強化が求められていることに加え、同局は20年度に新庁舎へ移転し収容施設が大幅に拡充されることから、警察等関係機関から引き渡される不法滞在者の増加も見込まれる。

これらの状況から、同局の東海方面隊の体制強化及び関係機関から引き渡される不法滞在者の違反調査などの要員として入国警備官35人の増員が措置され、静岡出張所にも違反調査・摘発要員として入国警備官4人の増員が措置された。これに伴い、同局において適正・迅速な違反審査を行うための要員として入国審査官6人、拡張される収容施設の処遇・監視要員として入国警備官23人、及び効率的な収容施設の運用を実現する執行要員として入国警備官11人の増員が措置され、同局における摘発体制の充実・強化が図られた。

また、東京入国管理局においては、退去強制事由に該当しているが、引き続き本邦での在留を希望して在留特別許可を得ようと法務大臣に異議を申し出る事案が依然として高水準で推移している状況にある中、在留を希望する理由も多岐にわたる上、偽装結婚などの複雑な事案も少なくなく質的困難性が高まってきたため、同局の違反審判要員として入国審査官4人の増員が措置された。

### (4) 東京入国管理局における難民審判体制の強化

難民の認定については、平成17年に難民審査参与員制度が導入されたことにより難民認定手続の公平性・中立性が一層高められている中、申請数も17年の384件から18年には954件と急増し、19年においても816件とやや落ち着きを見せたものの依然として高水準にある。19年には、これら急増する難民認定申請に係る調査を迅速かつ適正に行うため、東京入国管理局に難民調査官12人の増員が措置されたところである。

他方、申請数及び処理能力の向上によって、難民として認定されなかった者からの不認定処分に対する異議申立て件数も平成17年が183件であったのに比べ19年は362件へと倍増した。これら異議申立て事案の処理を滞らせることは、難民の保護を遅らせることにもなりかねないばかりか、国際社会における我が国への信用を損なうおそれもあり、難民審査参与員制度の円滑かつ適切な運用を維持することが求められている。

そこで、難民認定手続における異議申立てに係る調査など難民審判体制を充実強化するため、東京入国管理局に難民調査官14人の増員が措置された。

### 3 研修

近年、我が国に出入国する外国人は年々増加し、また、在留の形態も多岐にわたっていることから、業務量の増大のみならず、その内容も複雑・困難化している。このような状況に対処するためには、入国管理局関係職員の資質・能力の向上が必要不可欠であり、研修体制の充実・強化に取り組んでいる。

法務省の研修機関である法務総合研究所によって実施される初任者、中堅職員、管理者等を対象とした体系的な研修に加えて、職員の専門知識を向上させるために偽変造文書鑑識従事者研修、入国在留審査事務従事者研修、難民認定事務従事者研修、入国警備官警備処遇担当官研修、情報システム等運用担当職員研修等各種の実務研修を実施している。このほかに、人権関係、メンタルヘルス関係の研修、警察等の関係機関が行う研修、海外研修等、外部講師を招いた研修に職員を積極的に参加させるなどして、幅広い知識・経験を積ませるように努めている。

また、入国管理局の業務は主として外国人を対象としていることから、職員に対する英語、中国語、韓国語、スペイン語等の語学研修を語学専門学校等に委託し、業務に必要な語学能力の向上を図っている。



研修風景

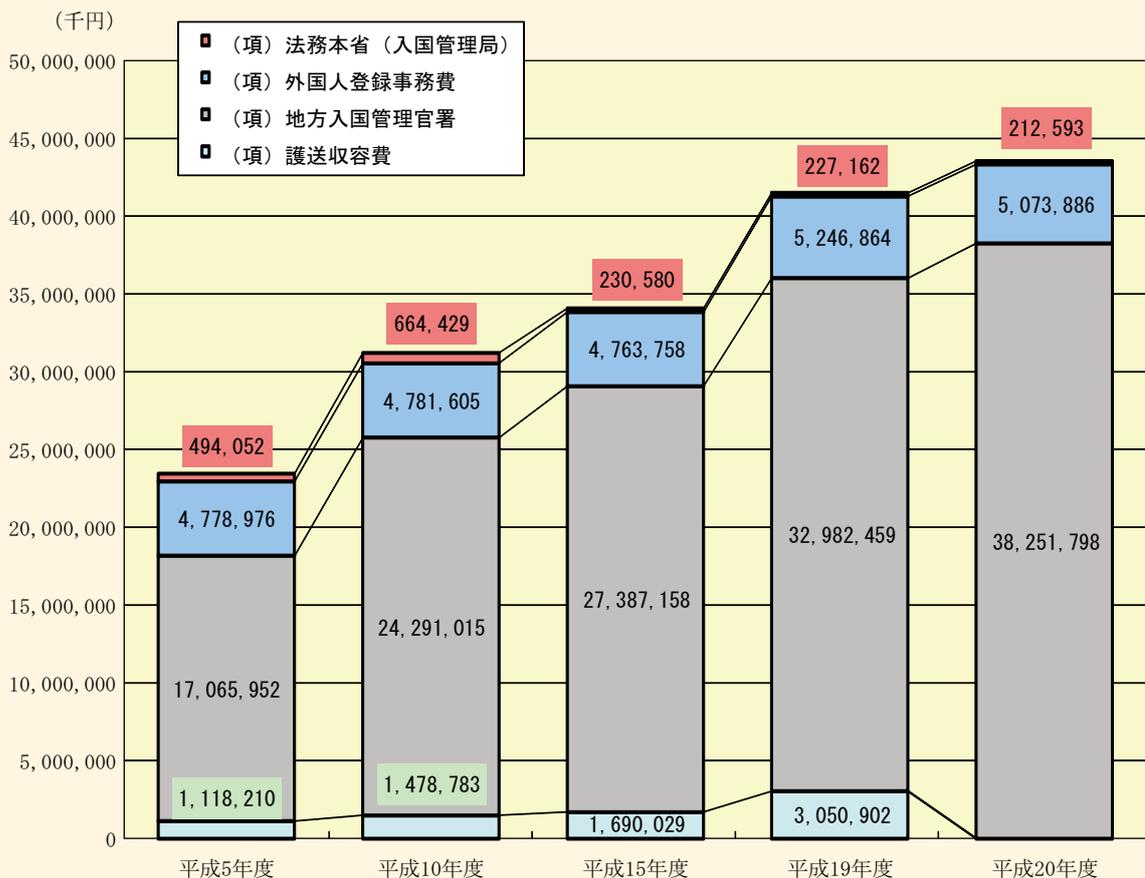
# 資料編 6 予算等

## 第1節◆予算

出入国管理行政の予算の推移は、図26のとおりであり、近年の厳しい行財政事情の中、当局が推進する各種施策の実施に必要な経費が認められ、体制の整備・拡充が図られている。

また、電子計算機運用関連予算については、各システムの合理化による経費節減を継続的に推進した結果、平成15年度予算をピークに年々経費の縮減が図られてきたが、20年度予算においては、19年度予算に引き続きバイオメトリクスを活用した出入国審査体制の構築経費が認められたことなどにより、同予算が大幅に増加している（図26、図27）。

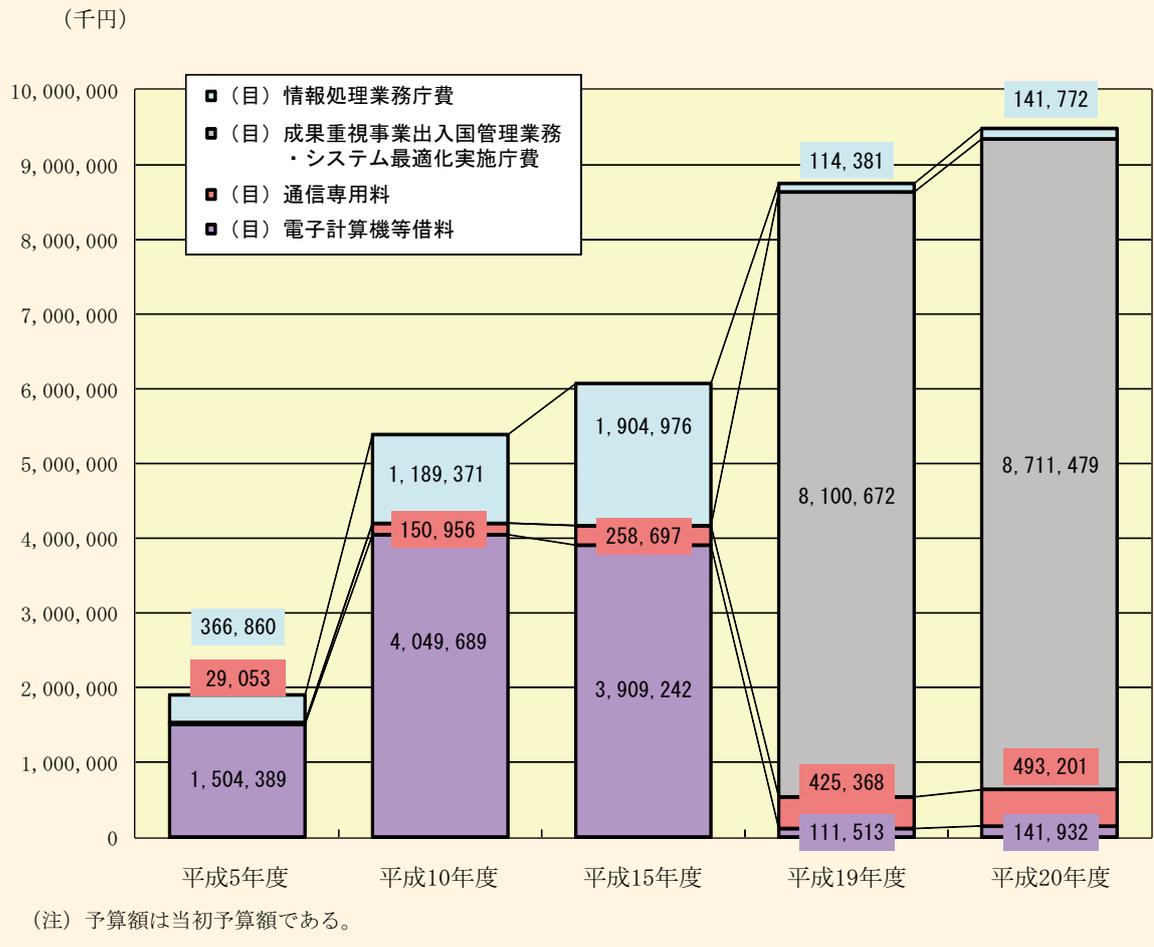
図26 予算額の推移



(注1) 予算額は当初予算額である。

(注2) ・平成20年度予算においては、事項の組み換えを行っており、以下のように算出方法が変更されている。  
 ・平成20年度の(項)法務本省(入国管理局)は、(項)法務本省共通費及び(項)出入国管理企画調整推進費の一部経費の合算額である。  
 ・平成20年度の(項)外国人登録事務費は、(項)出入国管理企画調整推進費の一部経費である。  
 \*平成19年度以前の(項)外国人登録事務費相当額である。  
 ・平成20年度の(項)地方入国管理官署は、(項)地方入国管理官署共通費及び(項)出入国管理業務費の合算額である。  
 \*平成19年度以前の(項)地方入国管理官署及び(項)護送収容費の合算相当額である。

図27 電算関連主要予算額の推移



## 第2節◆施設

平成20年3月31日現在、全国に8か所ある地方入国管理局は、法務単独庁舎（東京、名古屋、大阪）、法務合同庁舎（仙台、高松）、行政合同庁舎（札幌、広島）及び民間施設（福岡）にそれぞれ入居している。また、地方入国管理局支局及び出張所は、港湾合同庁舎、行政合同庁舎、空港ターミナルビル及び民間並びに公有の施設に入居している。

さらに、全国に3か所ある入国者収容所は、いずれも平成5年以降に完成した近代的な施設であり、法務単独庁舎（大村）及び法務総合庁舎（東日本、西日本）として整備している。

今日、国際化の進展に伴い、我が国に入国・在留する外国人は、年々増加傾向にあるほか、依然として多くの不法滞在者が存在し、その数は高水準で推移している。このような状況に的確に対応するため、地方入国管理官署では近年において、庁舎新営、収容場の増築などを通じて収容能力の拡充を図ってきている。その一環として、平成19年度には、大阪入国管理局（収容定員42人→200人）及び名古屋入国管理局（収容定員120人→400人）の新庁舎が完成を見たところであり（法務単独庁舎）、20年度には、東京入国管理局横浜支局新庁舎が完成する予定となっている。

入国管理局としては、今後も出入国管理行政の適正な運営を確保するため、必要に応じた施設整備を積極的に実施していきたいと考えている（表54）。

表54 収容定員の推移

(人)

区分	年度	平成15	16	17	18	19	20
収容定員合計		3,039	3,108	3,410	3,410	3,848	3,998
入国者収容所		1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800
地方入国管理局		1,239	1,308	1,610	1,610	2,048	2,198

各年度3月31日現在（平成20年度は予定）



---

# 出入国管理 (平成 20 年版)

---

平成 20 年 10 月 24 日発行

法務省入国管理局

〒100-8977 東京都千代田区霞が関 1 - 1 - 1